

南大隅町

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年5月

南大隅町

I	はじめに	1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	
2	取組の経緯	
3	行動計画の策定	
II	新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	
5	対策推進のための役割分担	
6	町行動計画の主要5項目	
	(1)実施体制	
	(2)情報提供・共有	
	(3)予防・まん延防止	
	(4)予防接種	
	(5)町民生活・地域経済の安定の確保	
7	発生段階	
III	各段階における対策	15
1	未発生期	16
	(1)実施体制	
	(2)情報提供・共有	
	(3)予防・まん延防止	
	(4)予防接種	

(5)町民生活・地域経済の安定の確保

2 海外発生期.....19

(1)実施体制

(2)情報提供・共有

(3)予防・まん延防止

(4)予防接種

(5)町民生活・地域経済の安定の確保

3 国内発生早期	21
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)予防・まん延防止	
(4)予防接種	
(5)町民生活・地域経済の安定の確保	
4 県内発生早期	24
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)予防・まん延防止	
(4)予防接種	
(5)町民生活・地域経済の安定の確保	
5 県内感染期	27
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)予防・まん延防止	
(4)予防接種	
(5)町民生活・地域経済の安定の確保	
6 小康期	30
(1)実施体制	
(2)情報提供・共有	
(3)予防・まん延防止	
(4)予防接種	
(5)町民生活・地域経済の安定の確保	

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国においては、平成17年(2005年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の改定を行ってきた。

平成21年(2009年)4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患(推計)した。入院患者数は約1.8万人、死者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたため、国は、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、

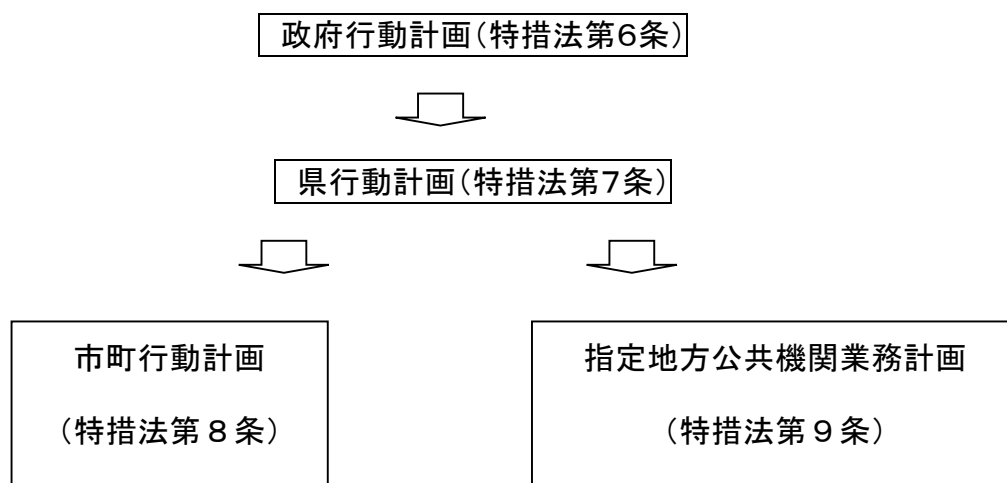
まん延する場合に備えるため行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実現性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年(2012年)4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。

3 行動計画の策定

政府は、平成25年(2013年)4月の特措法の施行を受け、特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を同年6月7日に策定した。

本町は、これらの国の動き及び新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等を踏まえ、特措法第8条の規定により、「鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)に基づき、「南大隅町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を策定する。

町行動計画は、南大隅町域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本町が実施する措置等を示すものである。

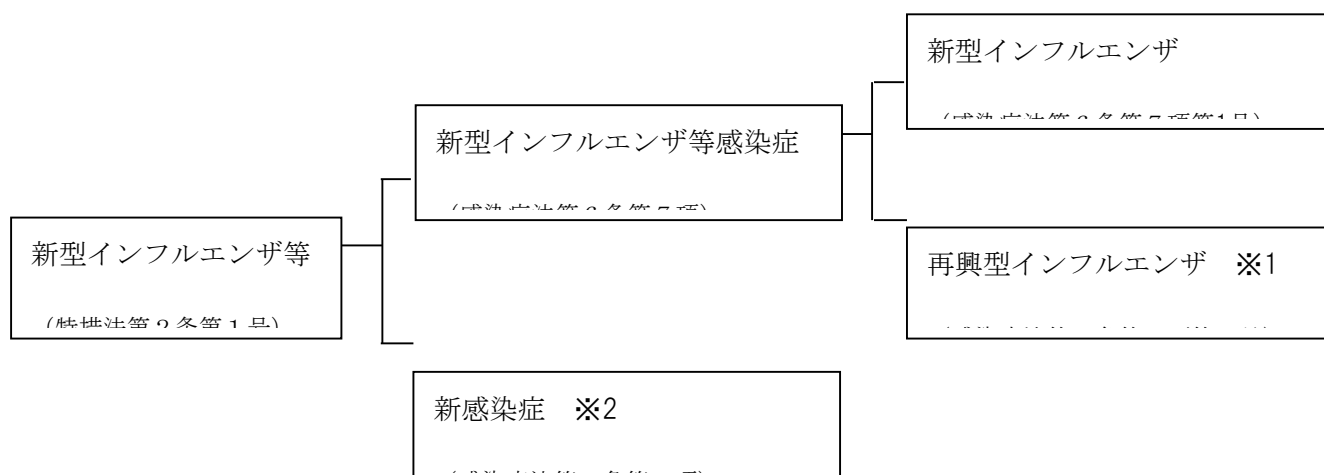


町行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)

- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。



※1 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。(感染症法第6条第7項第2号)

※2 全国的かつ急速な蔓延の恐れのあるものに限定(特措法第2条第1項第1号において限定)

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

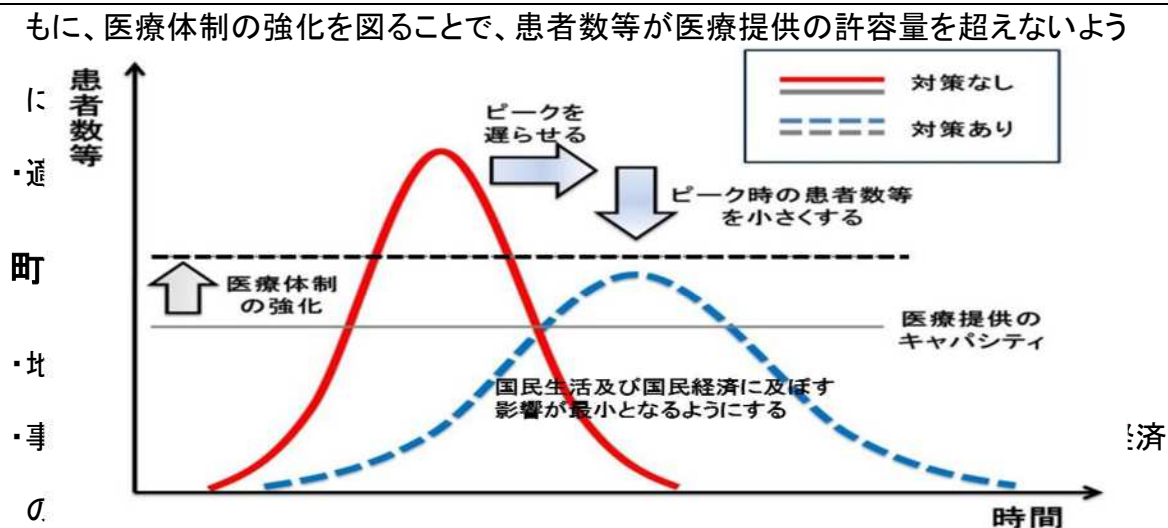
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健

康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容量を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく

感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容量を超えないよう



＜対策の効果 概念図＞

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見等を視野に入れながら、本町の地理的条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、国、県が示した次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な個々の対策については、「3 各段階における対策」に記載する。）

ア 発生前の段階では、国による水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄やワクチンの研究・開発と供給体制の整備に加え、県による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や町内の医療体制の整備、町民に対する啓発や町、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不

可能であるということを前提として対策を策定する。

- ウ 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- エ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行う。
- オ 国内で感染が拡大した段階では、国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。従って、あらかじめ決めておいたとおりに進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくこととする。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、市町、指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興業場等の使用等制限等の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のため

の土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第55条)等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする(特措法第5条)。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに十分留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部(特措法第15条)、県対策本部(特措法第22条)、町対策本部(特措法第34条)は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、各本部長はその趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

町対策本部長は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、本町にあてはめると次のとおり推計されるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

《想定》

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率0.53%(アジアインフルエンザ等のデータ)、重度を致死率2.0%(スペインインフルエンザのデータ)と想定
- ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

《全人口の25%が罹患すると想定した場合の患者数等の推計》

	鹿児島県	南大隅町
医療機関の受診患者数	約17万人～約33万人	約825人～1,587人

重症度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約7,000人	約27,000人	約34人	約126人
一日当たり最大入院患者数	約1,300人	約5,300人	約6人	約25人
死亡者数	約2,200人	約8,500人	約11人	約41人

本町における流行規模の想定あたっては、政府行動計画の中で示された CDC(米国疾病管理予防センター)モデルによる推計を基に、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。本町の推計に用いた人口は、平成 27 年 3 月 31日現在の人口(鹿児島県:約 1,660 千人,本町 8,096 人)

- ・この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされている。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、

職場に復帰する。

・ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

県・町・医療機関・指定(地方)公共機関・登録事業者・一般の事業者及び町民は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施する。

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応を行う。

県は、市町と緊密な連携を図り、市町における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行う。

(2) 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民への情報提供、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保する為、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

また、医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じた、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を図るなど医療の継続に努める。

(4) 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める(特措法第4条第3項)。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる(特措法第4条第1項・第2項)。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施に努める(特措法第4条第1項)。また、まん延した段階において、サービス水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国・県・市等の呼びかけに応じることが求められる。

6 町行動計画の主要5項目

本町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、

「(1)実施体制」、「(2)情報提供・共有」、「(3)まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)町民生活・地域経済の安定の確保」の5項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1)実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市町村は県及び他の市町等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組みなどを通じ、事前準備の進捗を確認し、市町村一体となった取組を推進する。

また、行動計画の作成に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には医学・公

衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが求められる。

緊急事態宣言がなされた場合は、政府対策本部及び県対策本部が設置され、「南大隅町新型インフルエンザ等対策本部」も設置する。ただし、緊急事態宣言がなされない場合でも、政府対策本部及び県対策本部が設置された際は、必要に応じて「南大隅町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要な措置を講じる。

(2)情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を速やかにとるため、常に、国、県等が発信する情報の収集に努めるとともに、緊急時にも正確かつ円滑に情報の共有化が図れるよう、関係機関との連絡体制を整備する。

また、収集した情報については、新型インフルエンザ等の感染防止、拡大防止の観点から、適宜、町民への情報提供を行い、町民の安全確保及びパニックの防止に努める。

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間のコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネット等を含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民、事業者等に必要に応じて情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生関係課、教育委員会等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、県との連携のもと、発生段階に応じて、町内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(3) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県により不要不急の外出の自粛要請（特措法第45条第1項）が行われることや、施設の使用制限の要請等（特措法第45条第2項及び第3項）が行われることから、町においては県の要請に基づき、必要な協力を行う。

(4) 予防接種

ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感

染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ) 特定接種

(イー1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに町民生活及び地域経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イー2) 特定接種の体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により実施する。なお、登録事業者のうち特定接種対象となり得る者は国を実施主体として実施する。

ウ) 住民接種

ウー1) 住民接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

○接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

実施においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ国が示す接種順位により、住民接種を行う。

(ウー2)住民接種の接種体制

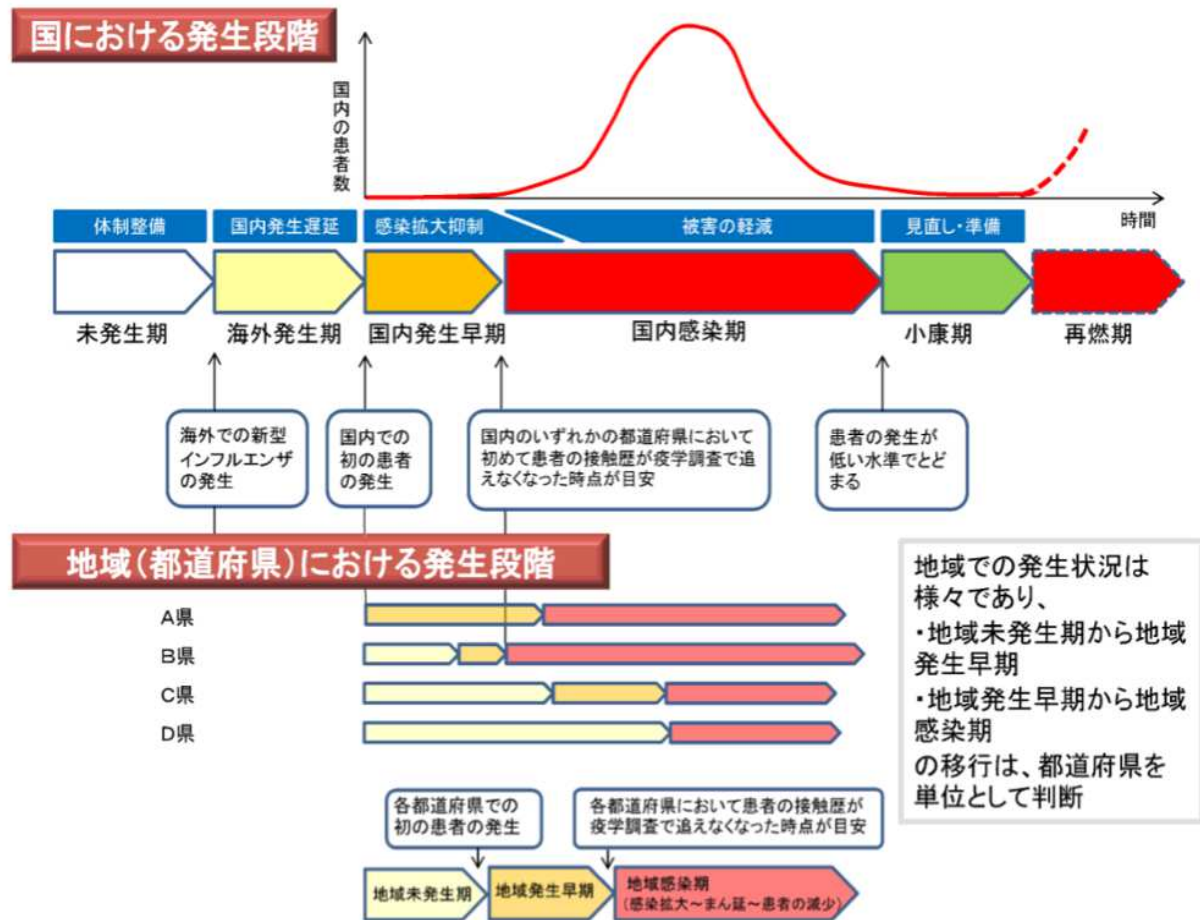
町は予防接種の実施主体として、原則として集団的な接種により、住民接種が円滑に行えるよう接種体制(接種会場、医療従事者の確保等)の構築を図る。

(5) 町民生活・地域経済の安定の確保

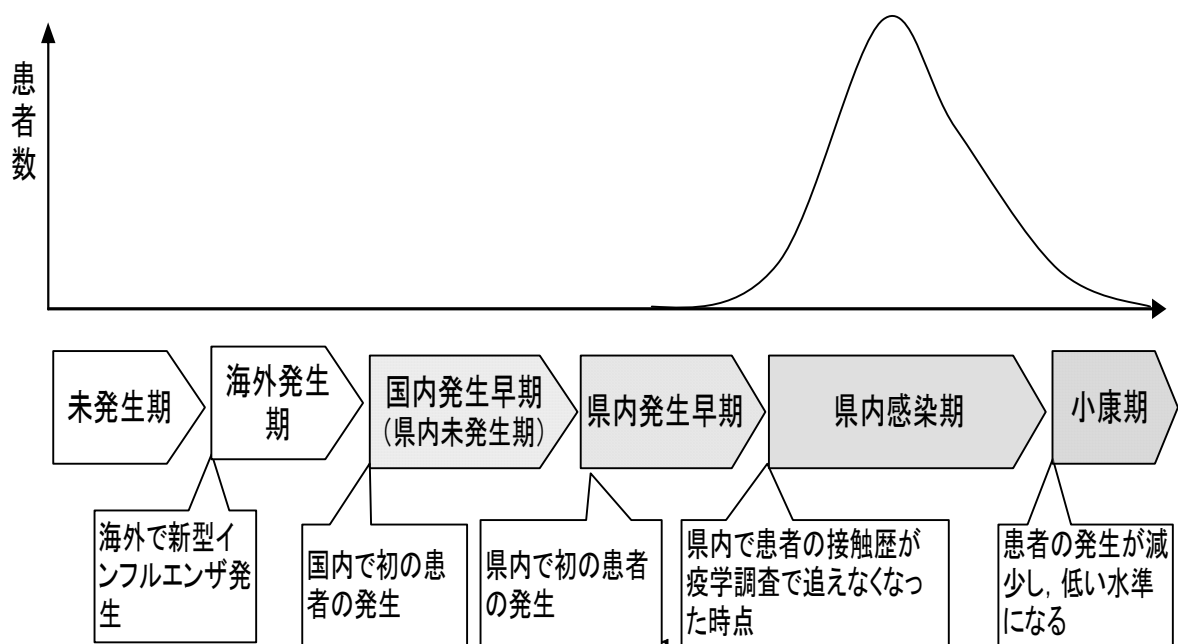
新型インフルエンザ等は、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていた。また、本人や家族の罹患等により、町民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、本町においても、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、医療機関、各事業者において連携しつつ、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

国及び地域（都道府県）における発生段階



〈県における発生段階〉



Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期に必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

対策の実施や中止時期の判断の方法については、必要に応じて、国が定めたガイドライン等を参考にする。

未発生期

1 未発生期
■ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ■ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的
(1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず政府行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 町行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の作成を行い、必要に応じて見直していく。

(1)-2 体制整備及び関係機関等との連携強化

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、関係課においては職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。

国、県、他の市町、指定(地方)公共機関、指定(地方)行政機関と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2)情報提供・共有

(2)-1 体制整備等

- ①関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。
- ②新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいてコールセンター(相談窓口等)の設置、周知等の準備を進める。

(3)予防・まん延防止

(3)-1 対策実施のための準備

(3)-1-1 個人における対策の普及

町は、住民に対し、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(3)-1-2 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

町は国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体、その他関係機関との連携を強化する。

(4) 予防接種

(4)-1 基準に該当する事業所の登録

- ①国が作成する特定接種に係る接種体制，事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づく県内の事業者等に対する登録作業に係る周知について，国に協力する。
- ②県内の事業者の登録申請の受付，基準に該当する事業者の登録事業者としての登録について，国に協力する。

(4)-2 接種体制の構築

(4)-2-1 特定接種

- ①新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対し、集団接種を原則として、接種が円滑に行えるように、接種体制の構築を図る。
- ②国が登録事業者に対して行う接種体制の構築の要請に協力する。

(4)-2-2 住民接種

- ①国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ②市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県は技術的な支援を行う。
- ③市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5) 町民生活・地域経済の安定の確保

(5)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援の準備

国の要請に基づき、県と連携し、県・町内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(5)-2 火葬能力等の把握

町は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

(5)-3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行う。

2 海外発生期
■ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ■ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ■ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的
(1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生が遅延と早期発見に努める。 (2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 (2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 (3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。 (4) 基本的対処方針等に基づき、国内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、事業者、町民に国内発生に備えた準備を促す。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

必要に応じて、「南大隅町新型インフルエンザ等対策準備室」を設置し、情報共有を行い必要な対策の検討を行う。また、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、「南大隅町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 コールセンターの設置

国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター（相談窓口等）を設置し、国の作成したQ&A等を活用して、適切な情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染危険情報等の周知

町民に感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。

(4) 予防接種

(4) 接種体制

(4)-1 特定接種の実施

町は、国と連携し、町の対象職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4)-2 住民接種

- ①国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に対する接種体制の準備を行う。
- ②国の要請を受け、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(4)-3 情報提供

町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報に

ついて積極的に情報提供を行う。

(5)町民生活・地域経済の安定の確保

(5)-1遺体の火葬・安置

国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う」旨の要請に対応する。

3 国内発生早期（県内未発生期）

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- 県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

目的

- (1) 県内発生に備えて体制の整備を強化する。
- (2) 県内発生に備えて適切な医療を確保する。

対策の考え方

- (1) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- (2) 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、県内・町内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町民、関係機関に引き続き準備を促す。
- (3) 医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、県内発生に備えた体制の整備を急ぐ。
- (4) 県内で患者未発生であっても、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

(1)実施体制

(1)-1実施体制の強化等

・町対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「南大隅町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、関係課の連携を強化し一体となった対策を推進する。

*なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 国及び県が発信している情報を収集し、住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県・町内の発生状況と具体的な対策等を、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 特に、住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(2)-2 コールセンター(相談窓口等)の体制充実・強化

国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、コールセンター(相談窓口等)の体制を充実・強化する。

(3) 予防・まん延防止

町民に感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。

(4) 予防接種

(4)-1 接種体制

(4)-1-1 特定接種

国と連携し、町の対象職員に対して、原則として集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て可能な限り実施する。

(4)-1-2 住民接種

①国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、供給が可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び県と連携して、事前に定めた接種体制に基づき、本町の区域内に居住する者を対象に、原則として集団的な接種を行う。

また、県へ接種に関する情報を提供するとともに、住民に対して情報提供を行う。

②接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センターや学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

①住民接種

町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5)町民生活及び地域経済の安定の確保

(5)－1 遺体の火葬・安置

町は、県から要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(5)－2 水の安定供給

【緊急事態宣言がなされている場合】

町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

4 県内発生早期

■県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

目的

- (1) 町内発生に備えて体制の整備を強化する。
- (2) 町内発生に備えて適切な医療を確保する。

対策の考え方

- (1) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- (2) 県内外の発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町民、関係機関に引き続き準備を促す。
- (3) 医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、町内発生に備えた体制の整備を急ぐ。
- (4) 町内で患者未発生であっても、政府対策本部が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。

(1)実施体制

(1)-1実施体制の強化等

・町対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「南大隅町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し関係課の連携を強化し一体となった対策を推進する。

*なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、町は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ①町は引き続き、国及び県が発信している情報を収集し、住民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県・町内の発生状況と具体的な対策等を、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ②特に、住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(2)-2 コールセンター(相談窓口等)の体制充実・強化

国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、コールセンター(相談窓口等)の体制を充実・強化する。

(3) 予防・まん延防止

町民に感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。

(4) 予防接種

(4)-1 接種体制

(4)-1-1 特定接種

引き続き、国と連携し、町の対象職員に対して、原則として集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て可能な限り実施する。

(4)-1-2 住民接種

- ①町は、引き続き、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型コロナウイルスに関する情報を踏まえ、国が決定した接種順位について情報提供を行う。
- ②町は、引き続き、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、集団的な接種を行うことを基本として、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ③町は、引き続き、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センターや学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

①住民接種

国内発生早期(県内未発生期)の記載を参照

(5)町民生活及び地域経済の安定の確保

(5)-1 遺体の火葬・安置

町は、県から要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(5)-2 水の安定供給

【緊急事態宣言がなされている場合】

町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

5 県内感染期
■ 県内で発生した新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ■ 感染拡大からまん延, 患者の減少に至る時期を含む。
目的
(1) 医療体制を維持する。 (2) 健康被害を最小限に抑える。 (3) 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- (2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- (6) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- (7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制の強化等

・町対策本部

緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、町対策本部の設置の準備を行う。

【緊急事態宣言がされている場合】

- ・町は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに町対策本部を設置する。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有

(2)－1 情報共有

関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の現場の状況把握を行う。

(2)－2 コールセンター(相談窓口等)の体制充実・強化

国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、コールセンター(相談窓口等)の体制を充実・強化する。

(3) 予防・まん延防止

(4) 予防接種

(4)－1 特定接種

国と連携し、町の対象職員に対して、原則として集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て可能な限り実施する。

(4)－2 住民接種

- ①町は、緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

②町は、緊急事態宣言がなされている場合においては、基本的対処方針を踏まえ、特措法

第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

③住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項(緊急事態宣言がなされていない場合)を参照。

(5)町民生活及び地域経済の安定の確保

【県が緊急事態措置を実施すべき区域とされている場合】

①電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生早期(県内未発生期)の記載を参照

②生活関連物資等の価格の安定等

・町は、国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・町は、国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集、窓口の充実を図る。

・町は、国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

③新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

④埋葬・火葬の特例等

・町は、県からの要請を受け、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。

- ・町は、県からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えたことが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・町は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、国が定める当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例に基づき対応する。

6 小康期
■新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ■大流行は一旦終息している状況
目的
町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

小康期

(1)実施体制

(1)-1 町対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

(1)-2 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画の見直しを行う。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報共有

関係機関と都のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(2)-2 コールセンター(相談窓口等)の縮小

国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

(4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

〔緊急事態宣言がされている場合〕

国及び県と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(5)-1 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町は、国、県等と連携し、国内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

